

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

令和3年5月改定

■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 子どもが基本的人権をもつ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提としたうえで、一人ひとりの個性が尊重された成長・発達ができるよう良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 子どもたち一人ひとりに自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる生きる力を育むための教育を推進する。
- 3 市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援するとともに、その機会を広げ、生涯学習施策を推進していく。
- 4 市民の誰もが芸術文化や学術の成果を享受できる機会をつくるとともに、市民が自ら活動し、芸術文化を身近に体験、活動、交流できるよう環境整備を進め、本市で醸成されてきた豊かで多様な文化を振興していく。

■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

○子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進

子どもが成長するすべての過程において、子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会を推進するため、行政、学校、家庭、地域の役割を明確化する、子どもの権利に関する条例の検討を行う。

条例検討に際して、当事者である子どもを含む市民の声を広く聴取するとともに、市の関係部署等が様々な機会を捉え、子どもの権利の普及、啓発の取り組みを行う。

○妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進

発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を推進する。また、機能連携の状況を踏まえ、切れ目のない支援体制の仕組みのあり方や新たな複合施設の必要性について検討を行う。

教育支援センターについては、市立全中学校区に1名ずつ配置したスクールソーシャルワーカーの活動などを通じて、さらなる相談支援体制の強化を図る。

特に虐待、養育困難家庭への対応は、子育て支援ネットワークの調整機関である子ども家庭支援センターを中心に、情報を共有しながら支援を行う。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、第五次子どもプラン武蔵野に包含した市の子どもの貧困対策についての計画に基づいた支援を行う。

○総合的な放課後施策の推進

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう地域子ども館事業を充実させる。

また、学童クラブの4年生以上の受入れについては、現状の学童クラブの需要増に対応しながら、学校長期休業中の一時育成事業について検討を進める。

○生きる力を育む幼児教育の振興

子どもの就学期につながる「生きる力」を育む幼児教育に対する考え方や、幼稚園、保育園、認定こども園において共通理解を持つための連携の仕組みのほか、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を行うための方法等、本市の幼児教育のあり方について、令和2年度に設置した武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議を中心に具体的な検討を行う。

○学校改築の計画的な推進

第一中学校及び第五中学校について、改築基本計画に基づき設計を進める。

改築するまでの学校について、劣化・改良保全事業（給排水管更新を含む）のほか、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。

○市立学校児童生徒数増加及び小学校35人学級導入への対応

今後予想される児童生徒数の増加及び小学校35人学級導入に対応するため、必要教室数の確保や、地域子ども館事業に必要な施設の確保について対応策を検討し、実行する。

また、新学校給食桜堤調理場は、建設工事を進め、令和3年度2学期から給食提供を開始する。

○学習者用コンピュータを活用した学びの推進

令和2年8月に定めた武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方に基づき、児童生徒が一人1台タブレット型パソコンの貸与と使用できる環境を整備し、令和3年度から活用を開始する。

また、令和2年度に設置した武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会を中心に、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業における指導方法、児童生徒が自宅に学習者用コンピュータを持ち帰る場合の活用方法、運用上の課題等を検討・協議することで、各学校における実践に生かしていく。

○学校・家庭・地域との連携協働

学校・家庭・地域がさらに協働し、目標を共有して子どもたちを育てていくため、学校・家庭・地域の協働体制検討委員会（仮）を設置する。

自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、取り組みを進める。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック等国際大会のレガシー創出と継承

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の本番を迎えるにあたり、市立小中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の成果を結実させ、市民及び市内団体等とともに共生社会の実現や国際理解の促進、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進など、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、幅広い取り組みを進めていく。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に推進することとした、様々な分野にわたる行動計画に基づいた取り組みをレガシーとして着実に進めていく。

○総合体育館及び市営プールのあり方の検討

総合体育館は令和 3 年度から 4 年度にかけて外壁・屋上防水等の工事を行う。また、大規模改修工事に向け、令和 3 年度から基本計画の作成を始める。

市営プール等のあり方について、次期スポーツ振興計画策定委員会において議論していく。

○武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

平成 30 年度策定した「武蔵野市文化振興基本方針」に基づき、様々な関係者と連携・協働する仕組みや、文化振興基本方針の取り組みを評価する手法について研究・検討を進めていく。

(公財) 武蔵野文化事業団と (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の合併については、令和 4 年 4 月の合併に向けて設置した合併準備会における事務作業を進めるとともに、庁内連絡会議において合併に向けた進捗管理及び支援を行う。